

障害者スポーツの推進について

スポーツ庁健康スポーツ課

平成28年9月6日

目次

- ・ Special プロジェクト2020 1
- ・ 特別支援学校等を活用した障害児・者の
 スポーツ活動実践事業 5
- ・ 地域における障害者スポーツ普及促進事業 6
- ・ 「地域における障害者スポーツの普及促進について」 . . . 7
- ・ 全国障害者スポーツ大会 9
- ・ 日本障がい者スポーツ協会補助 10

Special プロジェクト 2020

～障害の有無にかかわらず、すべての人が笑顔になる祭典～

(新規)

29年度概算要求額：220,125千円

趣旨等

- 2020年からの新たな特別支援教育(学習指導要領改訂)を契機に、**全国の特別支援学校で、スポーツのみならず文化・教育活動も含めた、全国的な祭典を開催**

- ・「ほんもの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会
- ・障害の有無等を超えて誰もが心を触れ合う機会
- ・地域住民の主体的な参画

事業内容

①企画立案等

国レベルの中央実行委員会を開催し、事業内容を具体化するとともに関係機関とのネットワーク構築し、ロゴマーク作成やプロモーション等を行う。

②各地での祭典開催のための体制整備及び情報収集

各都道府県・地域において地域実行委員会を開催し、域内の関係機関のネットワークを構築するとともに、特別支援学校で行われる運動会、文化祭に関する情報収集を行う。

③特別支援学校におけるスポーツ活動等推進のための基盤整備

全国の特別支援学校でスポーツ活動等の充実を図るため、障害者スポーツ用具等の整備を図る。

④モデル事業の実施

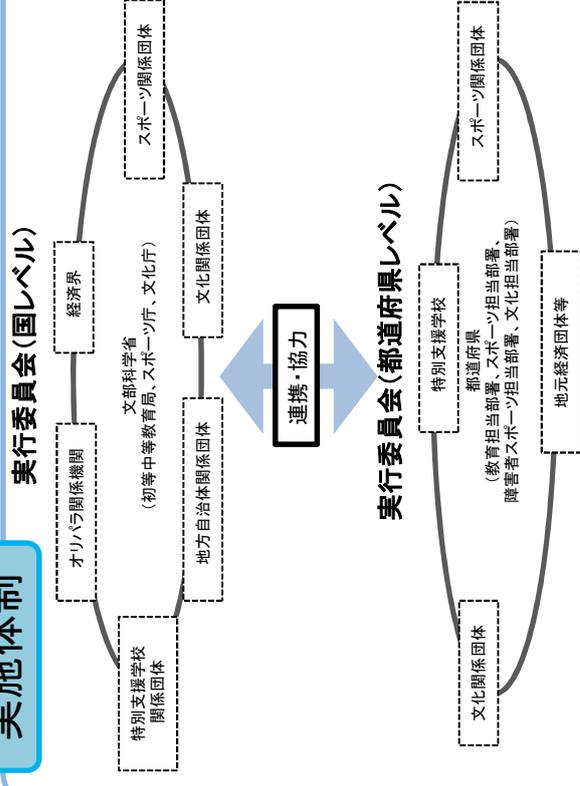
具体的な取組の先進事例を蓄積するため、モデル事業を実施する。

⑤特別支援学校を対象とした全国的なスポーツ・文化大会の

開催支援

全国の特別支援学校のスポーツ・文化活動の充実を図るため、特別支援学校のスポーツ・文化活動の成果を披露するための全国大会の開催を支援する。

実施体制



効果

- ・地域の誰にでも開かれた次世代の「共生学校」を創造
- ・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、**地域の共生社会の拠点づくり**

平成28年6月7日
文部科学大臣決定
平成28年8月2日一部改定

「Special プロジェクト 2020」 文部科学省推進チーム

1. 趣旨

2020年からの新たな特別支援教育（学習指導要領改訂）を契機に、文部科学省オリエンピック・パラリンピックレガシー事業として、全国の特別支援学校で、スポーツ・文化・教育の全国的な祭典を開催するため、「Special プロジェクト 2020」文部科学省推進本部』（以下「本部」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 「Special プロジェクト 2020」の具体的な構想の検討に関すること
- (2) 「Special プロジェクト 2020」の開催準備に関すること
- (3) その他必要な事項

3. 構成員

本部に、本部長、本部長代理、副本部長、本部長補佐、本部長補佐、本部員を置き、以下の者で構成する。

(本部長)	馳 浩	文部科学大臣
(本部長代理)	義家 弘介	文部科学副大臣
(副本部長)	小松 親次郎	文部科学審議官
(本部長補佐)	佐野 太	大臣官房長
(本部員)	藤原 誠	初等中等教育局長
	高橋 道和	スポーツ庁次長
	中岡 司	文化庁次長

4. その他

- (1) 本部に別紙のとおり推進チームを置く。
- (2) 本部の事務は、関係局課の協力を得て、スポーツ庁健康スポーツ課障害者スポーツ振興室において行う。
- (3) 検討等に必要な場合には、上記構成員のほか、必要な者を本部または推進チームに加えることができる。

リーダー	小松 親次郎	文部科学審議官
副リーダー	藤原 誠	初等中等教育局長
	高橋 道和	スポーツ庁次長
	中岡 司	文化庁次長
リーダー補佐	丸山 洋司	初等中等教育局特別支援教育課長
	井上 仁	スポーツ庁健康スポーツ課長
	加藤 敬	文化庁文化芸術文化課長
チーム員	森下 平	初等中等教育局特別支援教育企画官
	田井 祐子	初等中等教育局特別支援教育課専門官
	磯谷 桂太郎	初等中等教育局特別支援教育課企画調査係長
	雪下 岳彦	スポーツ庁参与
	荻原 絢嗣	スポーツ庁健康スポーツ課企画係長
	田中 聡明	スポーツ庁健康スポーツ課
	稲毛 健一	障害者スポーツ振興室長
	石川 大介	スポーツ庁健康スポーツ課
	兒玉 友	障害者スポーツ振興室専門職
	林 保太	障害者スポーツ振興室障害者スポーツ係長
	堀口 昭仁	文化庁政策課文化プログラム推進室長補佐
	小林 正浩	文化庁政策課文化プログラム係長
	塩見 絢子	文化庁文化芸術文化課課長補佐
		文化庁文化芸術文化課企画調査係長

Specialプロジェクト 2020 構想

趣旨等

- 2020年からの新たな特別支援教育(学習指導要領改訂)を契機に、**全国の特別支援学校で、スポーツのみならず文化・教育活動も含めた、全国的な祭典を開催**

・「ほんもの」のスポーツ・芸術に触れ感動を共有する機会 ・障害の有無等を超えて誰もが心を触れ合う機会
・地域住民の主体的な参画

- 特別支援教育(special needs education)を**変革**  **既存の特別支援学校を拓く!**
- **みんなをつなげる次世代の「共生学校」を創造**

・地域の誰にでも開かれた**次世代の「共生学校」に変革**
・東京大会のレガシーとして、障害の有無や年齢・性別を超えた、**地域の共生社会の拠点化**
・**自助、共助、公助を一体として推進**

具体的な取組

特別支援学校を拠点とした**総合型地域スポーツクラブの創設等**、「**地域社会のハブ(交流拠点)**」化

幅広い地域住民が参加する**地域共同運動会・文化祭等**の開催

特別支援学校と近隣の**小中高等学校の児童生徒の交流及び共同学習の促進**／その**成果の発表大会**

企業が特定の特別支援学校と連携し応援

オリンピック・パラリンピアン等アスリートによるスポーツ体験会等の開催

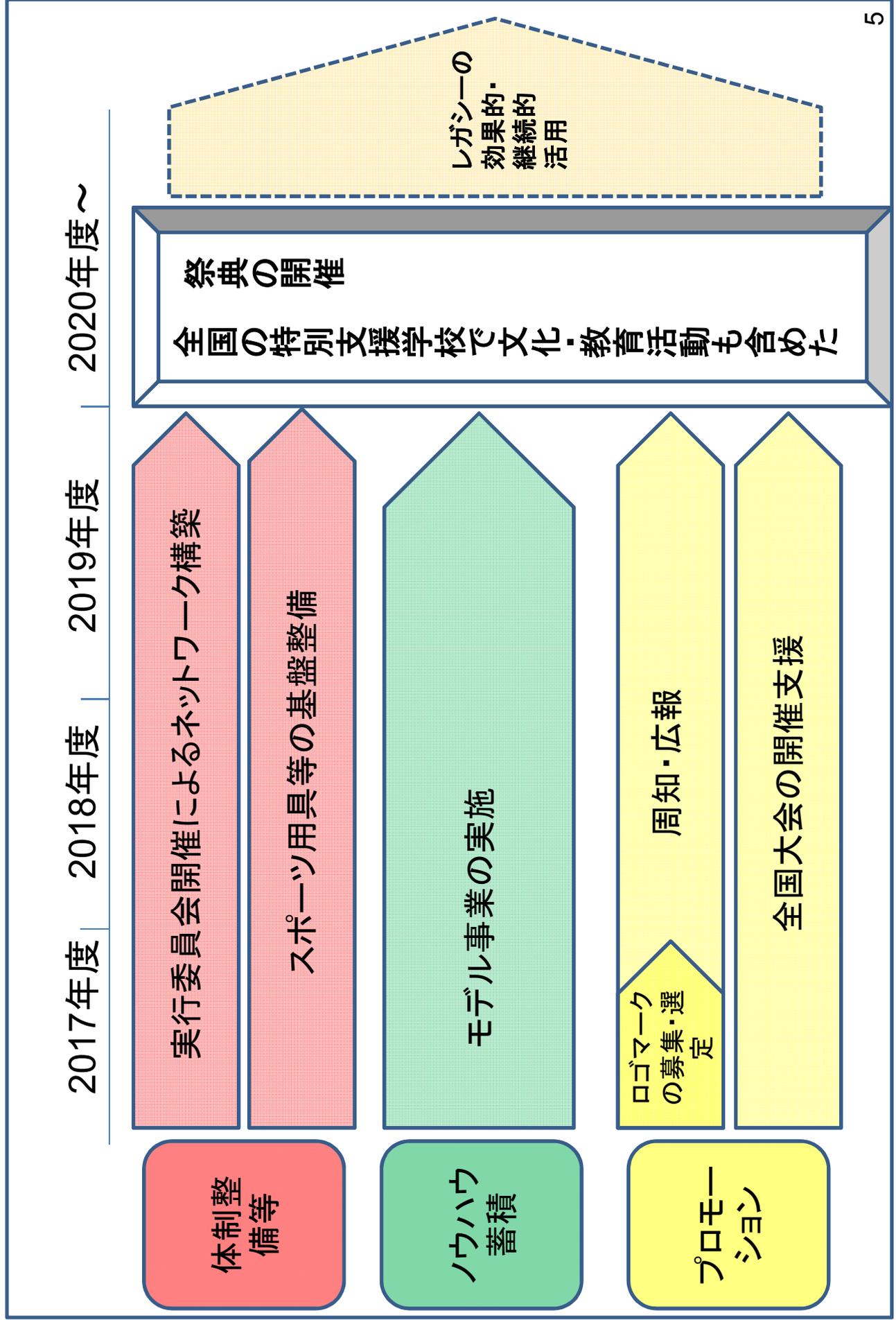
障害者と健全者が共同で制作を行う文化芸術活動の促進／制作した**作品の展示・販売**

特別支援学校の児童生徒からの公募によりロゴマークを選定

プロスポーツの試合やプロ芸術家のコンサートの開催等、**障害児が「ほんもの」のスポーツ・文化に触れる機会の創設**

卒業後も障害者が特別支援学校や地域社会から様々な支援を受けられる機会を充実

Specialプロジェクト 2020 工程



特別支援学校等を活用した障害児・者のスポーツ活動実践事業

(前年度予算額：18,130千円)
29年度概算要求額：50,145千円)

現状

障害児・者が、学校や地域におけるスポーツ活動に参加できる機会は十分ではなく、継続的にスポーツ活動を実施できる環境は整っていない状況にある。

特別支援学校や特別支援学級設置校(「特別支援学校等」という)は、障害児・者にとって、身近でかつ安心して安全にスポーツができる場と想定されるが、小・中・高に比して、有効に活用されていない状況にある。

◆ 学校開放の割合：特別支援学校

①体育館：57.5%

②グラウンド：54.3%

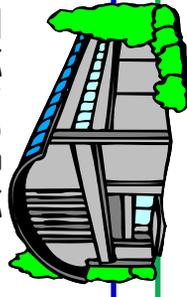
(参考)：特別支援学校を除く公立学校

①体育館：85.1%

②グラウンド：77.8%

(出典：平成25年度文部科学省委託調査結果)

(出典：文部科学省調べ)



要求内容

障害児・者が、安心して安全にスポーツができる場と想定される特別支援学校等を有効に活用するための実践研究を実施することにより、地域における障害者スポーツの拠点づくりを推進する。

◆ 特別支援学校数：1,096校(出典：平成26年度学校基本統計)(参考)障害者スポーツセンター：114施設(出典：平成25年度文部科学省委託調査結果)

1. 特別支援学校等を拠点とした障害児・者の地域スポーツクラブ活動の実施・支援

放課後や休日に、特別支援学校等の学校体育施設を拠点として、在校生、卒業生、地域住民等がともに参加できる障害児・者の地域スポーツクラブを設立し、その活動を年間を通して、定期的・継続的に実施・支援する。

2. 特別支援学校等における体育・運動部活動等の支援

障害者スポーツ指導者を特別支援学校等の体育・運動部活動へ派遣し、障害種・程度に応じたきめ細かな指導・助言や将来有望なアスリートの発掘・育成を行うほか、他の特別支援学校等に在籍する障害児や地域住民との合同部活動の実施、地域のスポーツイベントへの参加促進の取組を支援する。



効果

1. 障害児・者にとって、身近な施設である特別支援学校等を有効活用することにより、効率的・効果的に、日常的なスポーツ活動を促進。
2. 2020年東京パラリンピック競技大会等に向けて、特別支援学校等を活用した障害児・者のスポーツ機運の醸成、アスリートの発掘・育成に寄与。
3. 特別支援学校等を拠点として、障害の有無にかかわらず、地域住民と障害児・者がスポーツを通じた交流を行うことにより、障害者への理解促進及び共生社会の実現。

地域における障害者スポーツ普及促進事業

(前年度予算額 : 81,901千円
29年度概算要求額 : 69,949千円)

趣旨

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を成功に導き、全国各地で障害の有無に関わらずスポーツを行うことができる社会を実現するため、国が、各地域において障害者スポーツに取り組みやすい環境の整備を促進する。

事業内容

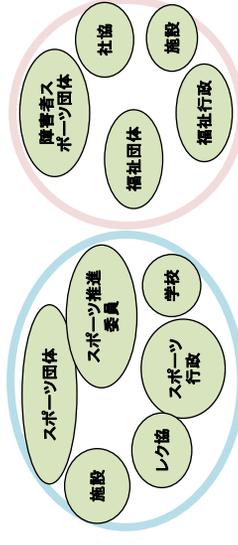
地域における障害者のスポーツ参加促進に関する実践研究

〔都道府県・市町村への委託事業〕

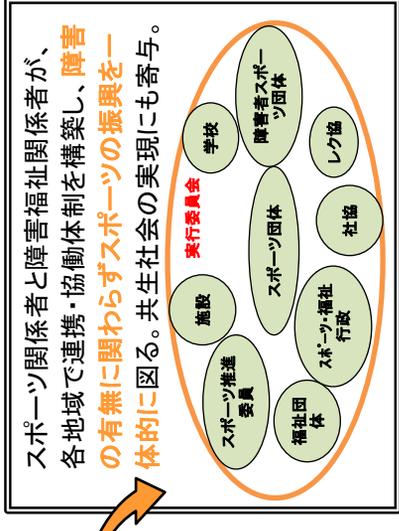
○ 都道府県・市町村において、域内の障害者スポーツ普及のための体制づくりや先進的取組を実施。

障害者スポーツ振興体制の構築

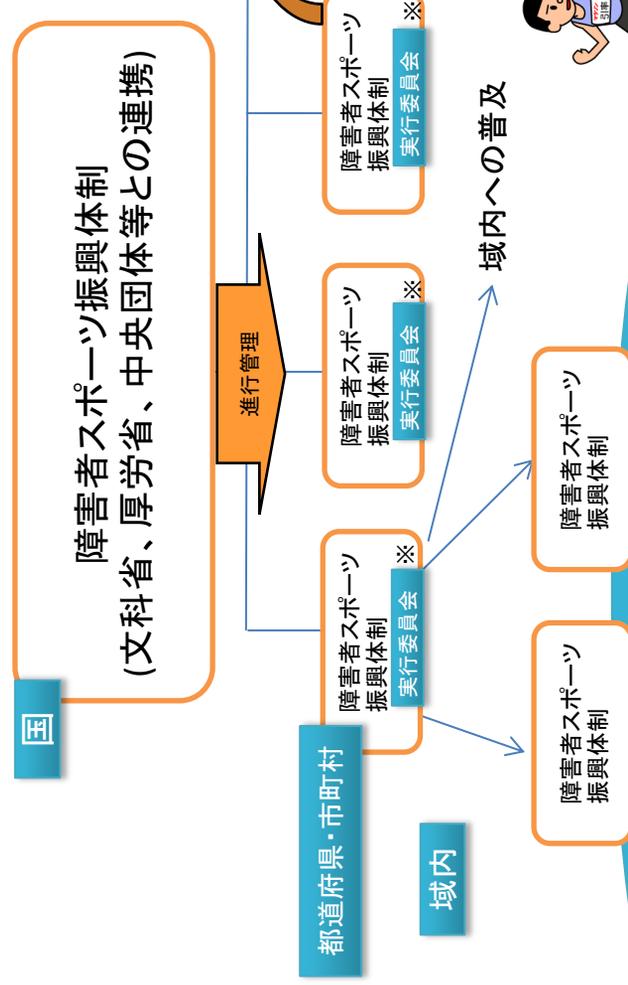
これまでスポーツ関係者と障害福祉関係者が、各々でスポーツ活動を実施



これから



スポーツ関係者と障害福祉関係者が、各地域で連携・協働体制を構築し、障害の有無に関わらずスポーツの振興を一体的に図る。共生社会の実現にも寄与。



※実行委員会は、都道府県・市町村の障害福祉部局又はスポーツ部局が中心となって実施

- ◆ 週1日以上のスポーツ実施率(成人)
障害者 19.2% 一般 40.4%
- ◆ 地方の障害者スポーツ行政体制
- ・障害者スポーツをスポーツ担当部局と一緒に
行っている都道府県は7都県(東京都・佐賀県・
鳥取県・福島県・神奈川県・滋賀県・福岡県)に
とどまる
- ・市町村では71.2%が障害福祉関連部局が担当

「地域における障害者スポーツの普及促進について」概要

平成28年3月31日 地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議

障害者スポーツの普及促進の必要性・課題等

- 障害者スポーツは、障害者がスポーツを通じて自らの可能性にチャレンジし、仲間との交流やコミュニケーションが深められるよう、障害の種類や程度に応じたクラス分け、ルールや用具を変更・考案して実施するところに特徴。スポーツに苦手意識を持つ子供や高齢者等も参加可能で障害のある人もない人も共に実践できるスポーツとしての可能性。
- 障害者スポーツの推進は、障害者の生きがいや生活の質の向上、地域社会の活性化、健康長寿社会や共生社会の構築にも貢献。
- 現状は、障害者の週1回以上のスポーツ実施率18.2%（成人一般40.4%）。障害者スポーツを推進する団体や組織は脆弱。
- 障害者スポーツの行政主管課や障害者スポーツ協会等が中核となり、連携・共同体制を構築し、人材や資源を十分に活用しつつ推進。
- 世論調査において2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催で最も期待される効果は「障害者への理解の向上」であり、社会全体で障害者スポーツの普及促進に取り組むことが重要。

障害者スポーツの普及促進に関する取組方策

1 障害児のスポーツ活動の推進

- 学校長のリーダーシップにより学校の障害児のスポーツ環境を充実
- 障害児が早期にパラリンピアン等と接し「知る」ことが重要
- 障害児の発達段階に応じた障害者スポーツ用具の設置
- 初任者研修・免許状更新講習等の機会に現職教員に理解を促進
- 障害のある子供とない子供が共に学べる実践プログラムの研究開発
- 障害者スポーツ指導者の派遣等による特別支援学校等の体育・運動部活動の充実

2 障害者のスポーツ活動の推進

- 社会福祉関係団体等と連携したスポーツ未参画者や中途障害者への支援
- 福祉サービスにおける障害者がスポーツに触れる機会の拡大
- スポーツ施設に來ることが困難な障害者がスポーツに関心を持ち親しむためのアウトリーチに係る取組の充実
- 障害者スポーツ用具は高価なものが多く、地域のスポーツ施設や障害者福祉施設などに設置されるよう支援
- スポーツ施設における障害者の利用促進の環境整備を図るための施設管理者の理解啓発
- 特別支援学校等を活用し、放課後や休日に在校生、卒業生、地域住民等がスポーツ活動に参加できる取組を普及、利用促進方策の検討（休日の校舎管理、車いすの使用等）
- 障害者スポーツ指導者の養成拡充（教員、スポーツ推進委員、行政職員等を対象）、現職の指導者の研修充実、障害者スポーツ経験者に対する指導者養成システムの構築
- 障害者スポーツ指導者の活動の場の充実、関係団体間の情報共有や連携協力の推進
- 様々な機会を活用した有望な選手の発掘

3 障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進

- 学校教育におけるスポーツを通じて障害のある子供とない子供の交流・共同学習の推進
- 総合型地域スポーツクラブの障害者スポーツの場としての活用の促進
- 障害者と障害のない人が一緒に楽しめる場を創る人材（コーディネーター）の養成・確保、障害者と障害のない人が一緒に楽しめるスポーツ・レクリエーションプログラムの開発

4 障害者スポーツに対する理解促進

- 様々な障害者スポーツ大会の開催、体験イベント等の実施やハンドブックの配布等の運営の工夫
- 障害者自身が主体的・積極的に障害者スポーツの魅力を発信
- 子供が障害者スポーツを体験し、保護者にその体験を語ることで、保護者が障害者スポーツに興味や関心を抱く相互作用を意識
- 障害のない人の大会に障害者の大会を組み込む工夫
- マスメディアによる報道の充実、地元メディアと連携した地方独自の情報発信
- 障害者スポーツの推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰・認定する仕組みの導入・充実
- 「全国障害者スポーツ大会」の開催内容の見直しや充実

5 障害者スポーツの推進体制の整備等

- 関係団体間の連携・協働組織の常設化、地方公共団体における障害者スポーツの所管の一元化も含めた障害者スポーツの振興を総合的に推進するための体制の整備
- 実践の場において、組織間を連携調整する役割を担う「障害者スポーツコーディネーター（仮称）」等の人材の養成・活用
- 地方公共団体へ専門家を派遣して先進事例やノウハウ提供等の支援を行う仕組みの構築
- ガバナンス強化や組織基盤の強化をはじめとする障害者スポーツ団体の体制整備
- 障害者自らのボランティアへの参画も含めた、障害者スポーツに継続的に参画するボランティアの養成・確保
- 障害者スポーツに関する研究開発の推進

地域における障害者スポーツの普及促進における関係者に求められる役割・取組 (地域における障害者スポーツ普及促進に関する有識者会議)

・障害者スポーツの推進は、障害者の生きがいや生活の質の向上、地域社会の活性化、健康長寿社会や共生社会の構築に資するもの。
 ・障害者の週1回以上のスポーツ実施率は18.2%であり、成人一般の実施率は40.4%と比べて低調であり、地域における障害者スポーツの普及促進が喫緊の課題。

国、地方公共団体、学校、スポーツ団体、企業等が、それぞれ以下のような役割・取組を強化することが必要

	障害児のスポーツ活動の推進	障害者のスポーツ活動の推進	障害者と障害のない人が一緒に行うスポーツ活動の推進	障害者スポーツに対する理解促進	障害者スポーツの推進体制の整備
国	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児がスポーツに親しむ環境づくりの全国的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校等における体育・運動部活動の充実 ・地域的な取組事例の収集・普及 ・パラリンピアン等の障害者アスリートと接する機会の充実も含めた、オリンピック・パラリンピック教育の全国展開 ・障害のある子供とない子供が共に学べる実践プログラムの研究開発 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者がスポーツに親しむ環境づくりの全国的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツの普及促進に取組む自治体やスポーツ団体への支援、先進的な取組事例の収集・普及 ・地域のスポーツ施設等における障害者スポーツ用具の設置の支援 ・特別支援学校等を活用した、地域における障害者スポーツの拠点づくりの全国的な推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者と障害のない人が一緒に親しむ環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツ大会や交流会・体験会等、地域における障害者スポーツの普及促進の取組の推進 ・障害者スポーツ用具の設置も含めた、障害者がスポーツに親しめる施設の整備 ・特別支援学校や既存のスポーツ施設を活用した、地域における障害者スポーツの拠点づくり ・関係団体等との連携の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体や開催自治体と連携した全国障害者スポーツ大会の開催と充実 ○障害者スポーツの理解促進に取組む自治体やスポーツ団体への支援、先進的な取組事例の収集・普及 ○障害者スポーツの推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰、認定する仕組みの導入・充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者スポーツの推進体制の整備に取組む自治体への支援、先進的な取組事例の収集・普及、専門家の派遣等による事例やノウハウの提供 ○障害者スポーツ団体の体制整備への支援、先進的な取組事例の収集・普及 ○障害者スポーツに関する研究開発の奨励
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障害児がスポーツに親しむ環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・域内の特別支援学校等における体育・運動部活動の充実 ・障害者スポーツ指導者の活用のための調整をばしめ、学校とスポーツ団体等とのコーディネート ・障害児の発達段階に応じた障害者スポーツ用具の設置 ○学校の教員やスポーツ推進委員の障害者スポーツへの理解の促進 ・教員研修(初任者研修、免許状更新講習等)やスポーツ推進委員研修会における取組 ・障害者スポーツ指導者の資格取得の推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障害者がスポーツに親しむ環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツ大会や交流会・体験会等、地域における障害者スポーツの普及促進の取組の推進 ・障害者スポーツ用具の設置も含めた、障害者がスポーツに親しめる施設の整備 ・特別支援学校や既存のスポーツ施設を活用した、地域における障害者スポーツの拠点づくり ・関係団体等との連携の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障害者と障害のない人が一緒に親しむ環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツ大会や交流会・体験会等、地域における障害者スポーツの普及促進の取組の推進 ・障害者スポーツ用具の設置も含めた、障害者がスポーツに親しめる施設の整備 ・特別支援学校や既存のスポーツ施設を活用した、地域における障害者スポーツの拠点づくり ・関係団体等との連携の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者スポーツの理解促進のための取組の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネットやSNSを活用した情報発信の工夫 ・地元メディアと連携した地方独自の情報発信 ○障害者スポーツの推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰、認定する仕組みの導入・充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障害者スポーツの推進体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ部局・障害福祉部局・保健医療部局、スポーツ団体・社会福祉関係団体・医療関係団体・NPO・企業等、関係部局・関係団体間の連携協働体制の常設化 ・関係者の連絡調整を担う人材(障害者スポーツコーディネーター)の養成・確保 ・障害者スポーツの所管の一元化も含めた障害者スポーツの振興を総合的に推進するための体制整備 ○推進体制の参画機関のリソースも活用した、障害者スポーツの普及促進の取組の充実 ・域内の障害者スポーツの現状・課題の把握 ・地域の障害者スポーツ振興プランの策定 ・地域の障害者スポーツの拠点整備 ○関係部局・関係団体が連携した各種障害者スポーツ関係事業の実施 ・地域住民に対する情報提供
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校、特別支援学級、通常の学級に在籍する障害児のスポーツ環境の充実 ○特別支援学校等における体育・運動部活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツ指導者の受入・活用 ・スポーツ団体等との連携 ○オリンピック・パラリンピック教育の推進 【大学等】 ○障害者のスポーツ指導ができる体育教員やスポーツ指導者の養成 ○資格取得認定校の拡大も含めた学生の障害者スポーツ指導者の資格取得の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の障害者へのスポーツ活動の場の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校等の学校体育施設を拠点とした地域スポーツクラブの設立 	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツを通じた、障害のある子供とない子供の交流及び共同学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○子供の障害者スポーツの体験等を通じた、保護者の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障害者スポーツの推進体制への参画 【大学等】 ○障害者スポーツに関する研究開発の推進
スポーツ団体	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校等における体育・運動部活動への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・パラリンピアン等の障害者アスリートの派遣 ・障害者スポーツ指導者の派遣 ・スポーツ少年団における障害児のスポーツ活動の推進等、学校以外でスポーツに親しむ場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉関係団体等と連携した障害者への支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツに親しんでいる障害者への支援 ・スポーツに参画していない障害者の状況やニーズ等の把握 ・中途障害者がスポーツに出会い親しむ機会の充実 ○障害者スポーツ指導者の養成の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・教員、スポーツ推進委員、行政職員を対象にした養成講習会の開催 ・現職の指導者の研修の充実 ・障害者スポーツの経験者を指導者として養成するためのモデルやシステムの構築 ○障害者スポーツ指導者の活用のための取組 <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信や人材バンクをはじめ、指導者側と指導を必要としている側のマッチングを図る取組 ・資格取得認定校との情報共有や連携協力の推進 ○学校や地域と連携した選手の発掘 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者スポーツの理解促進のための取組の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツ大会開催前の近隣の学校や障害者関連施設等での体験会等の開催 ・パラリンピアン等の障害者アスリートの活用 ・ハンドブックの配布やアナウンサーによる解説等、障害者スポーツ競技大会等における運営の工夫 ・障害のない人のスポーツ大会への障害者の大会の組み込み、一般のスポーツ団体のサイトでの障害者スポーツの情報提供等、一般のスポーツ団体と障害者スポーツ団体が連携協力した取組 ・SNS等を活用した情報発信の工夫 ○障害者スポーツの推進に積極的に取り組んでいる企業を表彰、認定する仕組みの導入・充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障害者スポーツの推進体制への参画 ○障害者スポーツ団体の体制整備(ガバナンス強化、基盤強化) ・NFをはじめとしたスポーツ関係団体による支援 ○障害者スポーツに継続的に参画するボランティアの養成・確保 ○障害者のボランティアへの参画の推進 	
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援学校等における体育・運動部活動への協力 <ul style="list-style-type: none"> ・自社の障害者アスリートの派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者スポーツの普及促進への協力 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者スポーツ大会等への支援(資金援助、社員ボランティア等の人的支援) ○障害者雇用も含めた、障害者アスリートへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者と障害のない人が一緒に楽しめるスポーツイベント等への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○CSRの観点からの障害者スポーツの理解と普及促進 ○マスメディアによる報道の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における障害者スポーツ推進体制への連携協力 ○社員ボランティア等の人的支援 ○障害者スポーツ用具の開発等、障害者スポーツに関する研究開発の推進

全国障害者スポーツ大会の概要

1 開催経緯

「全国障害者スポーツ大会」は、「全国身体障害者スポーツ大会(昭和40年～平成12年)」と「全国知的障害者スポーツ大会(ゆうあいピック)(平成4年～平成12年)」の2つの大会を平成13年度に統合し、我が国最大の障害者スポーツの祭典として開催。

2 開催趣旨

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

3 主催者

(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び市町村(指定都市を除く。)並びにその他の関係団体。

4 開催地及び期間

国民体育大会本大会開催地の都道府県において、原則として国民体育大会本大会の直後に3日間で開催。

5 競技種目

個人競技 (6競技)	陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球(サウンドテーブルテニス含む)、フライングディスク、ボウリング
団体競技 (7競技)	バスケットボール、車椅子バスケットボール、ソフトボール、フットベースボール、グラウンドソフトボール、バレーボール、サッカー

7 参加資格

次の全ての条件を満たす者

- (1) 毎年4月1日現在、13歳以上の者
- (2) 身体障害者手帳を所持する身体障害者、又は療育手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある知的障害者、又は精神障害者保健福祉手帳を所持するかその取得の対象に準ずる障害のある精神障害者
- (3) 申し込み時に参加する都道府県・指定都市内に現住所(住民票のある地)を有する者。ただし、入所・通所施設、学校の所在地の都道府県・指定都市から参加してもよい。

6 開催地及び開催予定地

開催年	回数	開催地	開催日
平成28年	第16回	岩手県	平成28年10月22日(土)～24日(月)
平成29年	第17回	愛媛県	平成29年10月28日(土)～30日(月)
平成30年	第18回	福井県	平成30年10月13日(土)～15日(月)
平成31年	第19回	茨城県	平成31年10月12日(土)～14日(月)

8 国庫補助 全国障害者スポーツ大会開催事業 平成29年度概算要求額 8,100万円 (前年度予算額 8,100万円)

1 障害者スポーツ振興事業 230,552千円 (152,552千円)

障害者スポーツに係る普及・啓発、調査研究、情報収集・提供、障害者スポーツ指導者の養成・活用等の総合的な振興事業を行い、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを実施できるようにする。

- (1) 連絡協議会開催事業
- (2) 情報収集・提供事業
- (3) 調査研究事業
- (4) 普及・啓発事業
- (5) 活動推進費
- (6) 障害者スポーツ地域振興事業
- (7) 障害者スポーツ人材養成研修事業

2 総合国際競技大会派遣等事業 219,309 千円 (176,202 千円)

日本代表選手団の派遣及び合宿を実施する。

- (1) 平昌2018パラリンピック冬季競技大会
- (2) 第23回夏期デフリンピック競技大会
- (3) 第4回アジアユースパラ競技大会
- (4) 前年度限りの経費 (2016リオデジャネイロパラリンピック競技大会、2017スペシャルオリンピックス冬季世界大会)

3 競技力向上推進事業 72,494千円 (56,246千円)

障害者スポーツの世界大会 (パラリンピック・デフリンピック) でのメダル獲得に向けて、国際競技力の向上に資する情報収集・提供やドーピング防止活動の推進に取り組む。

- (1) 情報収集・提供事業
- (2) 選手強化対策事業 (強化委員会開催経費)
- (3) アンチ・ドーピング活動推進支援事業